

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

健康推進課

○ 知事指定薬物の指定

医薬安全課

### 【公告】

○ 基本測量の終了

監理課

○ 道路の位置の指定

建築指導課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

〃

○

〃

○

〃

○

〃

○

〃

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

〃

## 目次

担当課（室）

◎岡山県告示第二百十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和六年五月二日

指定を更新した医療機関

岡山県知事 伊原 隆 太

名称

所在地

更新年月日

ファミリー薬局 鴨方店

浅口市鴨方町鴨方一六三九―五

令和六年五月一日

# 令和6年5月2日 岡山県公報第12596号

## ◎岡山県告示第二百十三号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和六年五月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 知事指定薬物の名称

（八R）―N・N―ジエチル―六―メチル――「（チオフェン―二―イル）カルボニル」―九・十―ジデヒドロエルゴリン―八―カルボキシアミド（通称名「T―LSD」）及びその塩類

### 二 指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

### 附 則

この告示は、令和六年五月三日から施行する。

# 令和6年5月2日 岡山県公報第12596号

〔二二六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。  
令和六年五月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県内全域	測量区域
基本測量（国土広域情報修正）	測量の種類
令和六年三月三十一日	終了年月日

# 令和6年5月2日 岡山県公報第12596号

〔二二七〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和六年五月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第四〇一八号 令和六年四月二十 三日	浅口市鴨方町益坂字山下一三二七 番一	六・〇二 六・五〇	七二・一八

# 令和6年5月2日 岡山県公報第12596号

〔二二八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年五月二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市中原字東原七八九番四、七九五番、七九七番、七九八番五、八二一番一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市井尻野一六六一番地一

株式会社総社不動産センター

代表取締役 青江 邦朗

三 許可年月日及び許可番号

令和五年十二月二十二日岡山県指令建指第三〇七号

# 令和6年5月2日 岡山県公報第12596号

〔二二九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年五月二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字西田一八三番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手一七〇番地一グレースコートM二 一〇五

青山 友則

総社市上林一五六番地

青山 景子

三 許可年月日及び許可番号

令和六年一月十五日岡山県指令建指第三三五号

# 令和6年5月2日 岡山県公報第12596号

〔二三〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年五月二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字宮後八二番一四、八二番一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区平田一三七番地一〇三パークサイド平田三〇五号

山野 正幸

山野 夢奈

三 許可年月日及び許可番号

令和六年二月十三日岡山県指令建指第三七五号



# 令和6年5月2日 岡山県公報第12596号

〔二三一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年五月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
都窪郡早島町前潟字西ノ内一〇九七番一五、一〇九七番一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

玉野市和田六丁目一〇番二―三〇四号

原 航太

原 亜里彩

三 許可年月日及び許可番号

令和六年三月十四日岡山県指令建指第四二九号

# 令和6年5月2日 岡山県公報第12596号

〔二三二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年五月二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字四百間七二一番六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市西富井一四八番地一セジュール中村B棟二〇一号室

安原 通浩

安原 受里

三 許可年月日及び許可番号

令和六年二月二日岡山県指令建指第三六五号

# 令和6年5月2日 岡山県公報第12596号

〔二三三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和六年五月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市中原字東原七八九番四、七九五番、七九七番、七九八番五、八二一番一

二 公共施設の種類

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市井尻野一六六一番地一

株式会社総社不動産センター

代表取締役 青江 邦朗

五 許可年月日及び許可番号

令和五年十二月二十二日岡山県指令建指第三〇七号